

改正 令和 8 年 2 月 27 日 7 こ子発第 13989 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、養育費の支払に関する取決めを記載した公文書（以下「公正証書等」という。）により当該養育費についての債務名義を取得するひとり親に対し、予算の範囲内において、当該公正証書等の作成に係る費用及び裁判外紛争解決手続（ADR）を利用する費用の全部又は一部を補助することにより、養育費を確実に受け取る枠組みを整え、こどもの最善の利益を守り、こどもの健やかな成長を支えることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子であって、現に児童を扶養している者をいう。
- (2) 児童とは、18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- (3) 養育費とは、経済的・社会的に自立していない子が自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費等をいう。
- (4) 債務名義とは、養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等をいう。
- (5) 裁判外紛争解決手続（ADR）とは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）第 1 条に規定する裁判外紛争解決手続（弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証 ADR 事業者が実施するものに限る。）をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、大田区内に居住し、養育費の取決めの対象となる子を現に扶養している者であって、次の各号に掲げる補助の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

- (1) 公正証書等の作成費用の補助 次のいずれにも該当すること。
 - ア 養育費の取決めに係る経費を負担する者であること。
 - イ 養育費の取決めに係る債務名義（令和 6 年 4 月 1 日以後に作成されたものに限る。）を有する者であること。
 - ウ 過去に当該事業による補助金の交付を受けていない者であること。
- (2) 裁判外紛争解決手続（ADR）を利用する際の費用の補助 次のいずれにも該当すること。
 - ア 養育費等に係る取決めを行うため、裁判外紛争解決手続（ADR）を利用していること。
 - イ 裁判外紛争解決手続（ADR）の申込料、依頼料等の費用を負担していること。
 - ウ 過去に当該事業による補助金の交付を受けていない者であること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに要する経費のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が負担した次の各号に掲げる補助の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 公正証書等の作成費用の補助 次に掲げる経費
 - ア 公証人手数料令（平成 5 年政令第 224 号）に定められた公証人が受ける手数料
 - イ 家庭裁判所の調停申立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類の取得経費及び連絡に用いる郵便切手代
 - ウ 家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類の取得経費及び連絡に用いる郵便切手代
- (2) 裁判外紛争解決手続（ADR）を利用する際の費用の補助 裁判外紛争解決手続（ADR）に係る申込料及び依頼料に相当する費用並びに調停に要した費用のうち一回目の期日に係るもの（弁護

士会又は法務大臣の認証を受けた認証 ADR 事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合における当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1号に定める経費の合計額と3万円を比較して少ない方の額、前項第2号に定める経費の合計額と5万円を比較して少ない方の額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 申請者は、公正証書等を作成した日、裁判外紛争解決手続(ADR)の1回目の調停期日の翌日から6ヶ月以内に、大田区ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)により、区長に補助金の交付を申請するものとする。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合には、この限りではない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 申請者及びその扶養している児童が属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 補助対象経費の領収書又はこれに準ずる書類(以下「領収書等」という。)
- (4) 養育費の取決めを交わした文書(債務名義である文書に限る。)
- (5) その他、区長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、提出のあった申請書及び添付書類について審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、申請者に対し、大田区ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)又は大田区ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により通知する。

(留意事項)

第8条 区長は、第6条第2項第3号に規定する領収書等に次の各号が記載されていることを確認する。ただし、郵便局又は官公署が発行する書類については、次の事項を満たさずとも、正規の書類とみなして取り扱うことができるものとする。

- (1) 宛先
- (2) 領収年月日
- (3) 領収金額
- (4) 取引内容
- (5) 領収者の住所、氏名及び領収印

2 区長は、養育費の取決めを交わした文書に、次の各号に掲げる事項が記載されていることを確認するものとする。ただし、第2号については、当該文書が公正証書である場合に限る。

- (1) 養育費の取決め
- (2) 強制執行認諾約款

3 区長は、領収書等及び養育費の取決めを交わした文書については、確認後、必要に応じて写しを取って申請者に返却するものとする。

(請求及び支払)

第9条 第7条の規定による補助金の交付額の確定を受けた者は、大田区ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付請求書(別記第4号様式)により、区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求を受けた時は、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第10条 区長は、補助金の交付決定を受けた後に第3条の対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者について、当該交付決定を取消しのうえ、補助金の返還を求めることができるものとする。

2 区長は、交付決定の取消しを決定したときは、申請者に対し、大田区ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付決定取消通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、こども未来部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、本要綱において同日までに補助金の交付の決定を受けた申請者については、引き続き効力を有する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。